



水土里ネット めいわ



写真：第11回通常総代会（明和町中央公民館）

食と環境を守る 水土里ネット・めいわ

理事長あいさつ	2	平成28年度賦課金について	4
第11回通常総代会	3	平成28年度転用決済金について	4
平成28年度一般会計予算	3	組合員の資格交替について	4

明和土地改良区

〒515-0302 三重県多気郡明和町大字大淀595番地
TEL 0596-55-8001 FAX 0596-55-8007
メールアドレス md-meywa@ma.mctv.ne.jp
ホームページ <http://www.ma.mctv.ne.jp/~md-meywa/index.htm>

理事長あいさつ

理事長 南 野 光 輝

平素は、明和土地改良区の運営を始め、各般に渡り格別のご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。心からお礼を申し上げます。

早いもので当改良区も合併して11年を経過しましたがその間、皆様方にはこの改良区の運営につきまして、ご厚情とご支援を頂き、誠に有難うございます。

さて、当改良区の宮川用水系におきまして、現在、斎宮工区の牛葉地区、中町地区、勝見地区、東野地区のパイプライン化事業が進んでおり、一部支線の供用が開始されています。

又、明星工区の上野地区、平尾地区におきましてもパイプライン化事業への準備が進められている所となっております。

櫛田川水系では、下御糸工区におきまして圃場整備事業の完工から約40年が経過をする中、揚水機、用排水路の老朽化が著しく、昨年に、この工区の施設の機能診断を実施致しました。その結果をもとに、各施設の機能を維持していく為に工区内協議を行いながら方向を定めて、さらに事業の計画と、実施に向けて繋げられるように進めて参りたいと考えております。

今日の農業を取り巻く環境は依然として変わりなく、非常に厳しい情勢が続いておりますが、これからの農業を考え進めていくとき、高齢化・後継者不足・耕作放棄地・農業所得の大幅減少等々が並行してついて回ります。

ご承知のように環太平洋経済連携協定（T P P）が締結合意され、巨大経済圏の誕生は、私たちの暮らしに様々な利点をもたらす一方、われわれ農業者にとっては大変厳しい時代に直面する事が予想されます。今後想定される米価を始め、あらゆる農産物とどう向き合うか、農業者の双肩に懸っていると思われます。これらを念頭に置きながら、各種事業を進めていかなければならないと思っております。

私たちは、将来に渡って意欲ある農業者が希望を持って農業経営に取り組めるよう、万全な国内対策を積極的に講じられる事を切に願うものです。

今後も、いろいろな活動をとおして明和町の農業の活性化に向けて努めて参りたいと思っておりますので、ご支援とご協力の程、宜しくお願い致します。

平成28年 4 月

第11回 通常総代会

平成28年3月20日、明和町中央公民館において第11回通常総代会を開催しました。

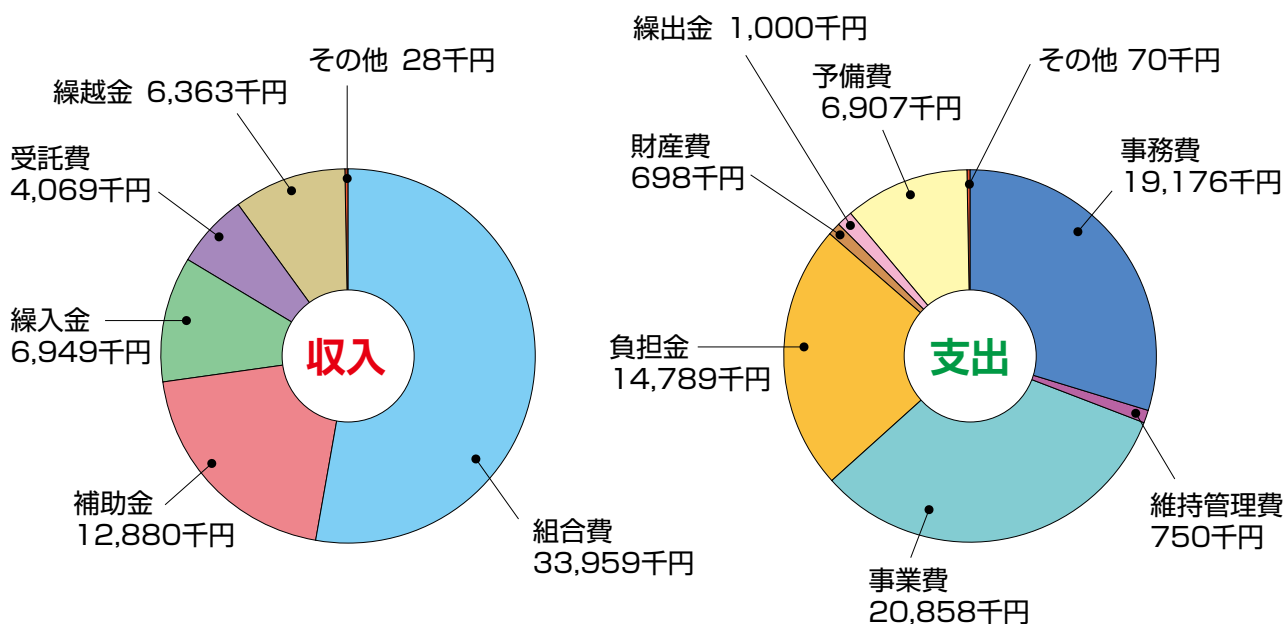
総代総数42名中30名の出席により総代会が成立し、議長に藺田壽隆総代（下御糸）、議事録署名人に辻慶一総代（大淀）、林敏夫総代（明星）を選任後、議事に入り提出議案について慎重に審議され全議案原案通り可決されました。

◆総代会 議事

- 第1号議案 平成26年度事業報告の承認について
- 第2号議案 平成26年度収支決算の承認について
- 第3号議案 平成26年度財産目録の承認について
- 第4号議案 平成27年度収支補正予算の議決について
- 第5号議案 平成28年度事業計画の議決について
- 第6号議案 平成28年度収支予算の議決について
- 第7号議案 平成28年度賦課金及び徴収方法とその時期の議決について
- 第8号議案 平成28年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第9号議案 平成28年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第10号議案 平成28年度農地転用に伴う決済金の額の議決について
- 第11号議案 平成28年度加入金の額の議決について
- 第12号議案 平成28年度役員報酬、費用弁償及び総代費用弁償の議決について
- 第13号議案 明和土地改良区定款の一部変更の議決について

平成28年度 一般会計予算

◆一般会計収支予算額……64,248千円



平成28年度 賦課金について

平成28年度の賦課金は、第11回通常総代会において決定されました。

經常賦課金 田 1,500 円/10 a 畑 600 円/10 a

特別賦課金 1. 水利費 田 2,000 円/10 a 対象区域に限る

2. 事業賦課金 田 10,200 円/10 a 斎宮地区パイプライン事業区域

■徴収時期 前期/平成28年6月25日納期 後期/平成28年12月25日納期

(ただし、年額が10,000円以下の場合は前期で徴収いたします。)

■取扱金融機関 多気郡農業協同組合・百五銀行・第三銀行・三重信用金庫

◇多気郡農業協同組合以外より振り込んでいただく場合、手数料が必要となりますが、手数料は各自でご負担ください。

◇振替依頼の手続きをしていただいた組合員の方は納期日に指定の口座より引き落としさせていただきます。

■賦課基準 当改良区の土地原簿に平成28年4月1日記載されている農地

平成28年度 転用決済金について

農地を宅地へ転用、または公共事業用地（道路・河川・公園・建物等）として転用するときに転用決済金及び提出書類が必要です。

転用決済金 90 円/㎡

◇提出書類……農地転用等通知書・その他書類

組合員の資格交替について

農地の所有者移動・組合員の資格交替等があったときは、まず連絡して下さい。

◇提出書類……農地得喪通知書（売買、相続、経営移譲、住所変更）

○改良区への届出のない場合は、資格は変更されません。

○賦課金は、そのまま現資格者に賦課されますので、ご注意ください。

お問い合わせは 明和土地改良区事務局 TEL 0596-55-8001 へ